

大阪府消防団充実強化研究会ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 大阪府は、大阪府消防団充実強化研究会設置要綱第4条の規定に基づき、大阪府消防団充実強化研究会(以下「研究会」という。)の下に、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 **WG** は、次の事項を所掌する。

- (1) 消防団の充実強化に必要な情報やデータの収集及び整理。
- (2) 消防団の充実強化のために必要な情報やデータの分析。
- (3) 消防団の充実強化に必要な事項の検討及び研究会への報告に関するここと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団の充実強化に関し、研究会が必要があると認める事項。

(組織)

第3条 **WG** は課題等の内容により、必要に応じて、研究会の座長が設置する。

2 **WG** にWG長を置くものとする。

3 **WG**長は、研究会の座長が指名する。

(会議の開催及び運営)

第4条 **WG** は必要に応じて適宜開催する。

2 **WG**長は **WG** の議事進行を行う。

3 **WG**長は、必要に応じて、**WG**に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(報告)

第 5 条 **WG** における検討内容については、研究会において、**WG** 長又は **WG** 長が指名した者が報告を行う。

(庶務)

第6条 **WG** の庶務は、危機管理室消防保安課消防指導 **G** において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、**WG** の運営に関し必要な事項は、**WG** 長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。